

第53回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議

次 第

令和3年3月24日（水）18時15分から
都庁第一本庁舎 7階特別会議室（庁議室）

- 1 開会
- 2 状況報告・各局発言
- 3 本部長発言・指示
- 4 閉会

新型コロナウイルス感染症に関する対応

1. 現在の状況

○ 主な国・地域ごとの発生状況(厚生労働省発表 3月23日15時時点)

国・地域	感染者数	死亡者数
米 国	29,867,689	542,888
ブ ラ ジ ル	12,047,526	295,425
イ ン ド	11,686,796	160,166
ロ シ ア	4,416,226	93,812
フ ラ ン ス	4,358,910	92,776
英 国	4,315,602	126,411
イ タ リ ア	3,390,181	105,328
ス ペ イ ン	3,228,803	73,543
ト ル コ	3,035,338	30,178
ド イ ツ	2,678,262	75,009
そ の 他	44,651,554	1,127,382
合 計	123,676,887	2,722,918

※192の国・地域で確認されている。

○国内の発生状況(厚生労働省発表3月22日24時時点)

都 道 府 県	感染者数	死亡者数
東 京	117,704	1,643
大 阪	49,237	1,167
神 奈 川	47,141	765
埼 玉	31,724	691
千 葉	28,736	542
愛 知	26,715	570
北 海 道	20,421	733
兵 庫	18,905	573
福 岡	18,750	325
京 都	9,269	166
そ の 他	86,804	1,684
合 計	455,406	8,859

※チャーター便帰国者15名、空港検疫2,333名、クルーズ船乗員・乗客712名を除く。

○都の発生状況(3月23日18時45分時点)新型コロナウイルス感染症対策サイト

陽性者数(累計)	118,041人
入院	1,379人
軽症・中等症	1,337人
重症	42人
宿泊療養	567人
自宅療養	535人
入院・療養等調整中	409人
死亡	1,661人
退院等(療養期間経過を含む)	113,490人

陽性者数の内訳

- ・海外からの旅行者 3名(中国在住)
- ・都内在住者等 118,038名

(注)

- ・チャーター機帰国者、クルーズ船乗客等は含まれていない
- ・「重症」は、人工呼吸器管理(ECMOを含む)が必要な患者数を計上
- ・退院者数の把握には一定の期間を要しており、確認次第数値を更新している

○ 直近の国の動き

- 1月 5日 第20回新型コロナウイルス感染症対策分科会
- 1月 7日 第51回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言発出
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 1月 8日 第21回新型コロナウイルス感染症対策分科会
- 1月13日 第52回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言発出
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 1月15日 第22回新型コロナウイルス感染症対策分科会
- 1月22日 第53回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月 2日 第23回新型コロナウイルス感染症対策分科会
第54回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 2月 9日 第24回新型コロナウイルス感染症対策分科会
- 2月12日 第55回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 2月25日 第25回新型コロナウイルス感染症対策分科会
- 2月26日 第56回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 3月 5日 第57回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 3月18日 第58回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定

○ 直近の都の動き

- 1月 4日 第46回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 1月 7日 第47回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月 2日 第48回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月 5日 第49回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月18日 第50回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月 5日 第51回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月18日 第52回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議

2 直近の都の対応

- ・都内23区及び多摩地域の各市町村内の酒類の提供を行う飲食店及びカラオケ店を対象に
朝5時から夜10時までの営業時間短縮の要請(12月18日から1月11日まで)
- ・1都3県知事による内閣府特命担当大臣あての緊急要望を実施(1月2日)
- ・東京都緊急事態措置の実施(外出自粛要請及び施設の使用制限、令和3年1月8日零時から2月7日まで)
- ・東京都緊急事態措置の実施(催物の開催制限、令和3年1月12日零時から2月7日まで)
- ・東京都緊急事態措置の延長(外出自粛要請、施設の使用制限等、令和3年2月8日零時から3月7日まで)
- ・東京都緊急事態措置の延長(外出自粛要請、施設の使用制限等、令和3年3月8日零時から3月21日まで)

新型コロナウイルス感染症への各局の対応

○直近の各局の主な対応(1月～)

【政策企画局】

- ・ 1都3県知事による国への共同要請(1月10日)
- ・ 1都3県知事による総理大臣との面会(1月12日)
- ・ 1都3県でテレビ会議実施、共同メッセージ発出及び共同取組実施(1月15日)
- ・ 1都3県知事による国への共同要請(1月15日)
- ・ 1都3県でテレビ会議実施、共同宣言、共同メッセージ発出及び共同取組実施(1月29日)
- ・ 1都3県知事による国への共同要請(1月29日)
- ・ 1都3県共同声明を発表(2月2日)
- ・ 1都3県でテレビ会議実施、共同メッセージ発出及び共同取組実施(2月5日)
- ・ 1都3県知事による国への共同要請(2月5日)
- ・ 1都3県でテレビ会議実施、共同メッセージ発出(2月23日)
- ・ 1都3県でテレビ会議実施、共同メッセージ発出及び共同取組実施(3月5日)
- ・ 1都3県知事による国への共同要請(3月8日)
- ・ 1都3県でテレビ会議実施、共同メッセージ発出及び共同取組実施(3月18日)
- ・ 1都3県知事による国への共同要請(3月18日)

【総務局】

- ・ 緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センターの設置(1月8日～)
- ・ 繁華街等における呼びかけ活動の実施(1月8日～)
- ・ 営業時間短縮要請への協力状況の確認(1月18日～)
- ・ 新型コロナウイルスと人権に関する啓発映像を作成(2月24日)
- ・ 「コロナ対策リーダー」の登録開始(3月22日～)
- ・ 民間事業者のサービスを活用し、窓口等の混雑情報を発信(3月22日～) 【戦略政策情報推進本部共管】

【主税局】

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した事業者への固定資産税等の軽減措置について、ディスプレイ（バナー）広告、新聞広告（日刊主要6紙）等を活用した周知徹底
- ・国が所得税等の申告納付期限（延長前：令和3年3月15日）を令和3年4月15日まで1か月延長したことを受け、個人事業税の申告期限（延長前：令和3年3月15日）についても令和3年4月15日まで延長
- ・感染症拡大防止策として、各都税事務所等の庁舎入り口に自動検温装置を設置
- ・34都税事務所等の全窓口の混雑状況配信サービスを開始

【戦略政策情報推進本部】

- ・民間事業者と連携したスーパーなどの混雑情報配信サービス提供開始（1月8日）

【生活文化局】

- ・広報東京都1月号2面・6面で、「ウイズコロナ東京かるた」、感染症対応支援について掲載
- ・1月7日に発出された緊急事態宣言等を踏まえた対応
 - 都立文化施設で開催する文化事業の一部休止を延長
 - 都民情報ルームへの来室を伴う全ての都民向け業務を休止
 - 東京ウィメンズプラザ、消費生活総合センターの施設利用業務を一部休止
 - 対面となる来庁による公文書の開示請求等の自粛を呼びかけ
 - 私立学校に対して、都立学校の措置を参考に感染症対策の徹底について協力を要請
- ・新聞主要6紙に、不要不急の外出自粛やテレワークの強化、飲食事業者に対する営業時間短縮への協力を呼びかける広告を掲載（1月16日～19日 延べ6回）
- ・東京都つながり創生財団と連携し、都内外国人向けに都の緊急事態措置を「やさしい日本語」を含む16言語で発信
- ・若者向けの情報発信として、知事のメッセージ動画などをSNSで毎日発信（1月18日～）
- ・広報東京都2月号1～4面で、外出自粛及びテレワーク等の強化、感染症対応支援について掲載
- ・緊急事態宣言等の延長に伴い、1月7日の同宣言等発出時の対応を延長
- ・広報東京都3月号で、感染症に対応した支援について掲載
- ・年度末に向けて、感染症拡大への警戒を広く都民に呼び掛けるため、広報東京都特別号を発行（3月14日）
- ・東京都つながり創生財団と連携し、都内外国人向けにワクチン接種に関するチラシを「やさしい日本語」で作成・配布

【オリンピック・パラリンピック準備局】

- ・都立スポーツ施設等の一部利用中止等の期間延長
- ・感染防止対策の徹底及び運動前後の会食を徹底して控えるよう呼びかけを行った上で、都立スポーツ施設等の利用を3月22日から順次再開

【都市整備局】

- ・地域のエリアマネジメント団体等が主催している、大規模な施設でのイルミネーションイベントにおける点灯停止等のお願い
- ・鉄道の終電時刻の繰り上げ等について、1都3県で国及び鉄道事業者に対し共同要請
- ・「春のスムーズビズ実践期間」（3/1～5/9）を冬の期間（12/1～2/28）に引き続き設定し、テレワークやテレハーフ、時差出勤などの取組継続を企業等に呼びかけ
- ・春のダイヤ改正で終電を繰り上げない鉄道事業者等に対し、繰り上げの継続を要請

【環境局】

- ・環境局所管施設の臨時休館・臨時休園の継続

【住宅政策本部】

- ・新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえ、生活に困窮する都民への居住支援の充実を図るため、都営住宅の毎月募集において対象世帯と募集戸数を拡大。また、随時募集において新たな団地を追加（合計355戸）
- ・新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえ、生活に困窮する都民への居住支援の充実を図るため、拡充した都営住宅の毎月募集（4～6月）及び随時募集を継続して実施（合計285戸）

【産業労働局】

- ・宿泊施設テレワーク利用促進事業の拡充等について公表（1月7日）
- ・「テレワーク緊急強化月間」の設定等について公表（1月7日）
- ・サテライトオフィスとして提供できる多摩地域の宿泊施設の募集について公表（1月7日）
- ・「TOKYOテレワークアワード」の募集を開始（1月18日）
- ・多摩地域の宿泊施設を活用したサテライトオフィスの提供について公表（1月18日）
- ・「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(1/8～2/7実施分)」の対象拡大について公表（1月20日）
- ・テレワーク導入率の調査結果を公表（1月22日）
- ・「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（12/18～1/7実施分）」の申請受付を開始（1月26日）
- ・バス事業者向け安全・安心確保緊急支援事業（新型コロナウイルス感染症緊急対策）の補助対象の拡充について公表（1月29日）
- ・「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（2/8～3/7実施分）」について公表（2月5日）
- ・テレワーク導入率の調査結果を公表（2月5日）
- ・「1都3県テレワーク集中実施期間」における都の取組について公表（2月5日）
- ・多摩地域の宿泊施設を活用したサテライトオフィスの提供の拡充について公表（2月12日）
- ・新型コロナウイルス感染症に係る経済支援策の申請受付期間等の延長について公表（2月18日）
- ・「東京都家賃等支援給付金」の申請期限の延長について公表（2月18日）
- ・「新型コロナウイルス感染症対応融資」の借換について公表（2月18日）
- ・テレワーク導入率の調査結果を公表（2月19日）
- ・「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(1/8～2/7実施分)」の申請受付を開始（2月22日）
- ・テレワーク導入率の調査結果を公表（3月5日）
- ・「1都3県テレワーク集中実施期間」の延長について公表（3月5日）
- ・飲食店の感染症対策に必要な消耗品の共同購入の支援について公表（3月8日）
- ・新需要獲得に向けたイノベーション創出支援事業支援プロジェクトの決定について公表（3月15日）
- ・サテライトオフィスとして客室を提供できる多摩地域の宿泊施設の募集を開始（3月15日）
- ・「TOKYOテレワークアワード」大賞企業の決定について公表（3月15日）
- ・「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(3/8～3/31実施分)」における3/22から3/31までの取扱いについて公表（3月18日）
- ・飲食事業者向けテラス営業支援の追加募集について公表（3月18日）
- ・飲食店を含む団体等の消耗品購入を助成する新たなメニューの開始について公表（3月18日）
- ・テレワーク導入率の調査結果（3月前半）を公表（3月19日）
- ・休業支援金・給付金等の申請手続きに関する社会保険労務士による相談を開始（3月19日）

【中央卸売市場】

- ・市場の一般見学等の中止期間を延長

【建設局】

- ・建設局所管施設の臨時休園・臨時休館の継続及び一部施設の使用中止
- ・都道におけるテラス営業などのため道路占用許可基準を緩和（期限：R3.3末→R3.9末まで延長）（3月17日）
- ・都立公園における飲食等の臨時出店の運用を緩和（期限：R3.3末→R3.9末まで延長）（3月17日）

【港湾局】

- ・港湾局所管施設の臨時休園・臨時休館の延長及び一部施設等の利用中止
- ・臨港道路におけるテラス営業などのため道路占用許可基準を緩和（期限：R3.3末→R3.9末まで延長）（3月17日）
- ・海上公園におけるテラス営業などのため公園使用の規制を緩和（期限：R3.3末→R3.9末まで延長）（3月17日）

【交通局】

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、「都電おもいで広場」の臨時休場の延長
- ・1月7日に発出された緊急事態宣言や1都3県知事及び国土交通省からの要請等を踏まえ、都営地下鉄及び日暮里・舎人ライナーの終電繰り上げを公表（1月13日）
- ・1月7日に発出された緊急事態宣言や各鉄道事業者による終電繰り上げ等を踏まえ、都バスの深夜バス最終便の一部繰り上げを公表（1月14日）
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、都営交通の全車両に抗ウイルスコーティング（第三者機関による試験で99.9%以上減少を確認）を開始し、2月15日から順次運行開始
- ・緊急事態宣言解除後も、当面の間、都営地下鉄及び日暮里・舎人ライナーの終電繰り上げを継続することを公表（3月18日）、都バスの深夜バス最終便の一部繰り上げダイヤを継続実施

【水道局】

- ・水道局所管施設の臨時休館及びイベントの中止の延長

【下水道局】

- ・下水道局所管施設の臨時休館の延長

【教育庁】

- ・緊急事態宣言下における新型コロナウイルス感染症対策の一層の徹底について
（区市町村には都の措置を参考に対策の徹底を再周知）（1月7日）
- ・都立図書館の来館サービスの休止期間の延長及び非来館サービスの提供等
- ・緊急事態宣言の延長に伴う新型コロナウイルス感染症対策の一層の徹底について
（区市町村には都の措置を参考に対策の徹底を再周知）（2月2日）
- ・緊急事態宣言の再延長に伴う新型コロナウイルス感染症対策の一層の徹底について
（区市町村には都の措置を参考に対策の徹底を再周知）（3月5日）
- ・緊急事態宣言の解除に伴う都立学校の対応について（区市町村には都の措置を参考に対策の徹底を再周知）（3月18日）

リバウンド防止期間における東京都の対応（案）

令和3年3月24日

1. リバウンド防止期間における東京都の対応（案）

1. 区域

都内全域

2. 期間

当面、令和3年4月1日（木曜日）0時から4月21日（水曜日）24時まで

3. 実施内容

新型コロナウイルス感染症の再拡大防止のため、人流の抑制を最優先に、以下の要請を実施

（1）都民向け：日中も含めた不要不急の外出自粛

- ・医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除き、原則として外出しないこと等を要請

（新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項）

（2）事業者向け：営業時間の短縮、催物（イベント等）の開催制限

- ・施設管理者（次頁「①施設の使用制限」に掲げる施設）に対して営業時間の短縮を要請するとともに、業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）
- ・イベント主催者等に対して規模要件等（人数上限・収容率、飲食を伴わないこと等）に沿ったイベントの開催等を要請（法第24条第9項）

4. 4月22日以降の対応

感染状況や医療提供体制等を踏まえ、別途決定する。

2. リバウンド防止期間における施設の使用制限・イベントの開催制限等の概要（案）

<① 施設の使用制限> （下線については、特措法に基づく要請）

施設の種類	施設	内容
飲食店	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店等 （宅配・テイクアウトサービスは除く。）	<ul style="list-style-type: none"> ●<u>営業時間短縮を要請</u> （営業時間は5時から21時まで。ただし、酒類の提供は11時から20時まで） ●<u>業種別ガイドラインの遵守を要請</u> ・令和3年4月1日（木）0時～4月21日（水）24時（※） （※）4月22日以降については、別途決定する。
遊興施設等	バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗	

<その他の施設への対応>

施設の種類	内容
遊興施設（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗等を除く。）、劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、物品販売業を営む店舗（1,000平米超）（生活必需物資を除く。）、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）、運動施設又は遊技場及び博物館、美術館又は図書館、サービス業を営む店舗（1,000平米超）（生活必需サービスを除く。）	<ul style="list-style-type: none"> ●21時までの営業時間短縮、酒類提供は11時から20時までを協力依頼 ●業種別ガイドラインの遵守を協力依頼 ・令和3年4月1日（木）0時～4月21日（水）24時（※） （※）4月22日以降については、別途決定する。
イベント関係の施設である、劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）、運動施設、遊技場、博物館、美術館又は図書館	<ul style="list-style-type: none"> ●イベントの開催制限（「収容率」「人数上限」のいずれか小さいほうとする）の協力依頼 【収容率】大声なし：100%以内 大声あり：50%以内 【人数上限】5,000人又は収容定員50%以内（≦10,000人）のいずれか大きいほう ・令和3年4月1日（木）0時～4月18日（日）24時（※） （※）4月19日以降、当面の間、イベントの開催制限に準拠

<② イベントの開催制限> （下線については、特措法に基づく要請）

〈大声なし〉クラシック音楽、演劇等 〈大声あり〉ロックコンサート、スポーツイベント等

内容	
	<ul style="list-style-type: none"> ●<u>イベントの開催制限（「収容率」「人数上限」のいずれか小さいほうとする）の要請</u> 【収容率】大声なし：100%以内 大声あり：50%以内 【人数上限】5,000人又は収容定員50%以内（≦10,000人）のいずれか大きいほう ・令和3年3月22日（月）0時～4月18日（日）24時（※） （※）4月19日以降、当面の間、以下の「収容率」「人数上限」のいずれか小さいほうとする 【収容率】大声なし：100%以内 大声あり：50%以内 【人数上限】5,000人又は収容定員50%以内 のいずれか大きいほう ●21時までの営業時間短縮を協力依頼 ・令和3年3月22日（月）0時～4月18日（日）24時 ●業種別ガイドラインの遵守を協力依頼 ・令和3年3月22日（月）0時～4月21日（水）24時（※） （※）4月22日以降については、別途決定する。

協力金の支給

リバウンド防止期間における営業時間短縮要請に、全面的にご協力いただいた都内の飲食店等に対し、協力金を支給

- **対象期間** 令和3年4月1日(木)～21日(水)【21日間】
- **支給額** 一店舗あたり 84万円

※ 協力金の申請に当たっては、コロナ対策リーダーの選任・登録が必要となります。(申請開始時期は別途、公表予定)

補正予算の追加提案

- 営業時間短縮に係る
感染拡大防止協力金 1, 068億円
 - 医療機関へ融資を実施する
金融機関に対する利子補給 6億円
-
- 合計 1, 074億円

都立施設等の対応

リバウンド防止期間

- 上野動物園などの都立施設は休館等を継続
- 都立公園の利用制限を継続
 - ・ 通行規制、特定エリアの立入制限
 - ・ 宴会、飲食等の禁止 など

※都立図書館、都立公園駐車場は4月1日より再開

1都3県における共同取組

リバウンド防止期間

4月1日～4月21日

4月22日～

県民・都民向け			
事業者向け	飲食店等	<ul style="list-style-type: none">●不要不急の外出自粛の要請●営業時間の短縮要請 【時間】21時まで(酒類の提供は11時から20時まで) 【区域】県内・都内全域 【協力金】4万円/日(一律)●ガイドライン遵守の要請	感染状況や 医療提供体制等を踏まえ、 別途調整
	遊興施設等	<ul style="list-style-type: none">●時短等の働きかけ(21時まで)●ガイドライン遵守の要請	
	イベント開催	<ul style="list-style-type: none">●開催制限の要請 ※4月18日まで(19日以降は欄外に記載) 【収容率】<small>(大声無)クラシック音楽、演劇等</small> 大声無:100%以内 / <small>(大声有)ロックコンサート、スポーツイベント等</small> 大声有:50%以内【上限人数】5,000人又は収容定員50%以内(≦10,000人)のいずれか大きいほう ※収容率、上限人数のいずれか小さいほう●時短等の働きかけ(21時まで)、ガイドライン遵守の要請 ※4月18日まで	

※ 期間については、4月21日を基本に、感染状況を踏まえ、運用を適切に判断

※ 4月19日以降のイベント開催制限については、当面の間、以下の収容率・上限人数のいずれか小さいほうとする。

【収容率】大声無:100%以内/大声有:50%以内 【上限人数】5,000人又は収容定員50%以内 のいずれか大きいほう

「第 53 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議」

令和 3 年 3 月 24 日(水) 18 時 15 分
都庁第一本庁舎 7 階特別会議室(庁議室)

【危機管理監】

それでは、第 53 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開始いたします。

まず、状況の報告、それから各局の主な取組について私の方からご報告をいたします。

次、世界各国の発生状況です。世界では約 1 万 2,400 万の方が感染され、約 270 万の方が亡くなられています。一番多いところは、アメリカ、約 3,000 万の感染者数、約 54 万という死亡者数になっております。

次が国内の発生状況になります。全体として 45 万 5,406 人の方が感染され、8,859 名の方が亡くなられています。

次が都の発生状況になります。これまで、累計で 11 万 8,041 人の方が感染をされました。このうち、退院等されている方、一番下になりますが、11 万 3,490 人の方が退院等されています。現在の入院者数 1,379 人、宿泊療養が 567、自宅療養が 535、亡くなられた方は 1,661 人という状況です。

次、直近の国の動きは現在ありません。

都の動きとしては、3 月 18 日に、前回、第 52 回の対策本部会議を開催いたしました。

次、直近の都の対応については特段特記事項はありません。

次が直近の各局の主な対応になります。政策企画局のところですが、3 月 18 日、1 都 3 県でテレビ会議を実施、共同メッセージの発出、共同取組の実施、そして、1 都 3 県知事によります国への共同要請を実施いたしました。

その下、総務局、3 月 22 日から「コロナ対策リーダー」の登録を開始しております。また、戦略政策情報推進本部と共管で、民間事業者のサービスを活用しまして、窓口等の混雑情報を発信しております。

次、主税局です。34 都税事務所等の全窓口の混雑状況の配信サービスを開始いたしました。

その下、生活文化局になります。一番下の欄です。東京都つながり創生財団と連携をしまして、都内外国人向けにワクチン接種に係るチラシを「やさしい日本語」で作成・配布をしております。

次、オリンピック・パラリンピック準備局です。感染防止対策の徹底と、運動前後の会食を徹底して控えるように呼びかけを行った上で、都立スポーツ施設等の利用を 3 月 22 日から順次再開をしております。

その下、都市整備局です。春のダイヤ改正で終電を繰り上げない鉄道事業者等に対しまして、繰り上げの継続を要請しております。

次、産業労働局、下の方になります。3月18日以降、「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金」におけます3月22日から3月31日までの取扱い、そして、飲食事業者向けテラス営業支援の追加募集について、飲食店を含む団体等の消耗品購入を助成する新たなメニューの開始について、そして、テレワーク導入率の調査結果(3月前半分)を公表いたしました。また、休業支援金・給付金等の申請手続きに関する社会保険労務士による相談を開始しております。

次、一番下のところ交通局になります。当面の間、都営地下鉄及び日暮里・舎人ライナーの終電繰り上げを継続することを3月18日に公表いたしました。また、都バスの深夜バス最終便の一部繰り上げダイヤを継続して実施をしております。

次、教育庁のところ です。都立学校の対応についてということで、区市町村には都の措置を参考に対策の徹底を再周知しております。

次、それではここで各局からご発言をいただきます。

次、まずリバウンド防止期間における都の対応案につきまして、総務局長からお願いいたします。

【総務局長】

総務局からは、リバウンド防止期間における都の対応(案)についてご説明をいたします。

都では、感染の再拡大を防ぐため、3月22日からリバウンド防止期間としておりますが、都内の新規陽性者数は増加傾向にあることから、引き続き徹底した対策が必要であります。

このため、当面、4月21日までを、リバウンド防止期間とし、引き続き都民・事業者の皆様にご要請等を実施して参ります。

対応(案)でございしますが、対象区域は、島しょ地域を含む都内全域、期間は、4月1日0時から4月21日24時までといたします。

実施内容でございしますが、都民向けには、不要不急の外出自粛を、事業者向けには、営業時間の短縮、イベントの開催制限等を、現在と同様の内容で要請をいたします。

なお、4月22日以降の対応につきましては、感染状況や医療提供体制等を踏まえ、別途決定をいたします。

施設の使用制限・イベントの開催制限の具体的内容につきましては、ご覧いただいているとおりでございます。

営業時間短縮の要請や協力依頼については、現在と同様、営業時間を朝5時から21時まで、酒類の提供を11時から20時までといたします。

イベント関係の施設における収容人数や、イベントの開催制限につきましては、国の方針に基づき、4月18日24時まで現在と同様の要請等とし、4月19日以降、当面の間、スライドに記載のとおり緩和することといたします。

なお、以上の対応(案)につきましては、本日、書面開催をいたしました感染症対策審議会におきまして、「妥当」とのご意見を頂戴しております。

総務局からの説明は以上でございます。

【危機管理監】

ありがとうございました。

次、続きまして協力金の支給につきまして、産業労働局長からお願いします。

【産業労働局長】

それでは、当局から協力金の支給についてご報告させていただきます。4月1日から21日までの間、営業時間の短縮要請に全面的にご協力いただいた飲食店等の皆さんには、84万円の協力金をあらためて支給いたします。

また、申請にあたっては、「コロナ対策リーダー」の選任・登録が必要となります。申請開始時期等の詳細は改めてお知らせいたします。

以上です。

【危機管理監】

ありがとうございました。

次、続きまして都立施設等の対応につきまして、政策企画局長からお願いします。

【政策企画局長】

はい。上野動物園などの都立施設の休館及び、都立公園での通行規制や特定エリアの立入制限、酒類を伴う宴会や飲食等の禁止につきましては、リバウンド防止期間中も継続をいたします。

なお、都立図書館と都立公園駐車場につきましては、都民の皆様の学習の機会や移動の手段を確保する観点から、4月1日より再開いたします。

以上の点につきまして、通知をいたしますので、適切にご対応ください。

以上です。

【危機管理監】

ありがとうございました。

以上、ご報告のありました各局以外に、この場でご発言のある方いらっしゃいますか。

よろしければ本部長からお願いいたします。

【都知事】

はい。第53回のコロナ感染症対策本部会議であります。

東京都は、3月22日からリバウンド防止期間に入りました。現在、新規陽性者数は増加傾向にありまして、ここで感染を抑え込むためにも、引き続き対策を徹底することが必要であります。

そこで、当面、4月21日までを、リバウンド防止期間といたします。

4月1日以降の都の対応につきましては、先程、総務局長から説明があったとおり決定をいたします。

事業者の皆様には、営業時間の短縮とイベントの開催制限などをお願い申し上げます。

産業労働局長から報告がありまして、4月1日から21日までの間、営業時間の短縮要請に全面的にご協力いただいた飲食店等に対しまして、店舗ごとに84万円の協力金をあらためて支給をいたします。

申請に当たりましては、「コロナ対策リーダー」の選任・登録が必要となりますが、感染拡大の防止の徹底に向けて、ご登録をぜひお願いを申し上げます。

リバウンド防止期間中の協力金の支給などにつきましては、直ちに予算を措置する必要がございます。総額で1,074億円の補正予算を編成いたしました。

政策企画局長からの報告がありまして、現在休館をしている上野動物園などの都立施設、また利用制限をしている都立公園につきましては、リバウンド防止期間中も休館や利用制限を継続いたします。

なお、都立図書館と都立公園駐車場については、4月1日より、再開をいたします。

先程、1都3県の知事でテレビ会議を行いました。引き続き1都3県で緊密に連携をして共同取組を行うということとしたところであります。

リバウンドを何としてでも防ぐ。そして、各局においてはそのためにも、年度末・年度初めの事務引継等の時期ではございますけれども、対策が滞ることのないよう、気を引き締め対応に当たっていただきますようお願いいたします。

以上です。

【危機管理監】

ありがとうございました。

以上をもちまして、第53回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議を終了いたします。